適正な施工確保のための技術者制度検討会(第 16 回) 議事概要

〇日 時:平成29年5月19日(金)16:00~18:00

○場 所:中央合同庁舎2号館 第2会議室A・B

○出席者(五十音順、敬称略):

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅

<技術者の役割に応じた配置・専任要件の基本的枠組みの再検討に向けて>

・以下のご指摘があった。

(施工体制・技術者の職務等の調査)

➤「土木」「建築」「規格化された住宅」等の制度設計が共通のもので 対応可能かどうかについては、今後の議論の中で決めていけばよい のではないか。

(「発注者と元請」、「元請以下」の規律)

➤「発注者と元請」の関係と、「元請以下」のチームとしての在り様の規律を分けて整理するということについて、今後検討する価値はある。

(現場を構成する関係者の定義等)

- ➤「技能労働者」には伝統技能を極めるような場合もあり、指示されたことだけを作業する者だけではないことに留意すべき。また、英語の「エンジニア」、「テクニシャン」、「ワーカー」の違いにも留意すべき。
- ▶技術者の役割として、計画を作成するだけでなく、先を読んで段取りを行う、計画どおりに物事を進めるための準備を行うこともあるのではないか。

(下請の施工体制)

- ➤下請の職長の配置と主任技術者の非配置について、配置・非配置の 基準を明確に設定することは難しいと思うが、検討する価値はある。 なお、技術者と技能労働者が異なるということを意識すること、社 会的に認知されることは意味のあることだと思う。
- ➤施工に関与しない者の排除など、問題が起きないようによく検討する必要がある。
- ▶現場にいない非専任の主任技術者に何を求めるのかについても、よく考える必要がある。
- ➤今の建設業法には、「発注者保護」と「下請保護」の観点が盛り込まれているが、いずれも前提としては「品質確保」という考えがある。下請の施工体制についても、この「品質確保」に配慮して検討

することが必要である。

くとりまとめ(骨子案)>

- ・以下のご指摘があった。
 - ▶検討会で提示された過去の調査結果についても盛り込んでほしい。
 - ▶今後検討すべき内容は、分かるようにしておいて欲しい。

以上